

障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が障害者就労施設等から物品等の調達を随意契約により行う際の事務手続き等に関し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び神奈川県財務規則に定めるもののほか必要な事項を定め、もって国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく神奈川県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針に即した積極的な調達の推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者をいう。

(2) 障害者就労施設等

本条第3号から第5号に規定する者をいう。

(3) 障害者雇用企業

第6号に規定する対象物品等の提供を行う次に掲げる企業等をいう。

ア 障害者の雇用に努める企業であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者（本・支店の区分を問わず。）のうち、県内の事業所全てにおいて常時雇用する障害者の数（障害者雇用促進法第43条第3項から第5項の規定により算定したもの。）をその常時雇用する労働者の数で除して得た障害者雇用率が100分の4.0以上の企業（イに規定する認証企業は除く。）

イ かながわ障害者雇用優良企業認証事業実施要綱（以下「認証要綱」という。）第4条に定める認証基準を満たし同要綱第6条に基づき認証されたかながわ障害者雇用優良企業（以下「認証企業」という。）

ウ 障害者雇用促進法第77条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業者で、当該事業を県内で営んでいる者（本・支店の区分を問わず。）

(4) 在宅就業支援団体

障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

(5) 障害福祉サービス事業所等

県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第2項第1号及び第2号に規定する施設及びこれらに準ずる者として地方自治法施行規則第12条の2の12で定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(6) 対象物品等

ア 障害者雇用企業

営業種目（入札参加資格の認定手続きに係る公示による）ごとに分類した取扱品目の範囲において、障害者雇用企業が製作しかつ販売する物品、及びクリーニングの請負や点字翻訳サービス等の役務の提供とする。ただし、障害者雇用企業が提供する役務に印刷物は含めない。

イ 在宅就業支援団体

在宅就業支援団体が在宅就業障害者と在宅就業契約を締結することによって提供できる、在宅就業障害者が製作する物品並びにクリーニングの請負及び点字翻訳サービス等の役務とする。ただし、在宅就業支援団体が提供する役務に印刷物は含めない。

ウ 障害福祉サービス事業所等

障害福祉サービス事業所等が製作しかつ販売する物品、及びクリーニングの請負や点字翻訳サービス等の役務の提供とする。

(対象物品等の調達)

第3条 障害者就労施設等と契約を締結しようとするときは、財務規則運用通知第50条の2第4項各号を適用する場合を除き、2者以上の障害者就労施設等から見積書をとらなければならない。ただし、障害者雇用企業から物品を調達する場合にあって、当該物品を前条第6号に定める取扱品目として登録している障害者雇用企業が1者である場合は、この限りではない。

(障害者雇用企業の登録等)

第4条 障害者雇用企業が本要綱の適用を受けるに当たっては、調達課長が作成する障害者雇用企業一覧表への登載を必要とする。

2 障害者雇用企業として登録を希望する者は、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を調達課長に提出しなければならない。この場合において、当該企業の本・支店が県内に複数ある場合は、第2条第3号で規定する障害者雇用率の算定については、当該事業所全てにおいて常時雇用する障害者の数並びに常時雇用する労働者の数をそれぞれ合算して行い、そのうち一つの事業所が代表して申請するものとする。

ただし、第2条第3号イに規定する認証要綱第4条に定める認証基準を満たす企業等は、同要綱第5条に基づき申請書を雇用労政課長に提出するものとする。また、第

2条第3号ウに規定する企業については、障害者雇用優良中小事業主基準適合事業主認定通知書の写しを申請書に添付し、提出するものとする。

- 3 調達課長は申請書の内容が障害者雇用企業としての要件を満たしていると認める場合には障害者雇用企業一覧表に登載するものとする。
- 4 調達課長は、前項に定める障害者雇用企業一覧表への登載について、必要があると認められる場合は、当該障害者雇用企業を訪問し、実地にて確認を行うものとする。
- 5 調達課長は、登録更新時に前項の確認ができるまでの間、当該障害者雇用企業の障害者雇用企業一覧への登載を保留することができる。
- 6 障害者雇用企業一覧表には次の情報を登載する。
 - (1) 企業名称
 - (2) 代表者職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 連絡先
 - (5) 取扱品目・請負業務
- 7 調達課長は、本条第2項、第6条第1項、第7条第2項又は第8条の本文に規定する申請書等の提出先を雇用労政課長とすることができる。
- 8 調達課長は、障害者雇用企業一覧表に登載した取扱品目について、第2条第6号アに該当しないと認められたときは、当該品目について登載を取りやめることができる。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録日の属する年度から起算して3年目の3月31日までとする。

(障害者雇用企業の更新)

第6条 障害者雇用企業は、登録の更新を希望する場合には、有効期限日の1か月前から10日前までの間に、調達課長に申請を行うものとする。ただし、認証企業は、認証要綱第7条に基づき雇用労政課長に申請を行うものとする。

- 2 前項の手続き等については、第4条を準用する。

(登録の取消し)

第7条 調達課長は、障害者雇用企業が次のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第3号の要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 障害者雇用企業からかながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録取消申請書(第4号様式)(以下「取消申請書」という。)により、登録取消しの申請があったとき。

- (3) その他障害者雇用企業として適当でない事由が生じたとき。
- 2 障害者雇用企業は、第2条第3号の要件に該当しなくなったときは、取消申請書を調達課長に提出しなければならない。ただし、認証企業は、認証要綱第8条に基づき取消申請書を雇用労政課長に提出するものとする。
- 3 調達課長は、第1項に基づき取消しを行う場合は、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録取消決定通知書(第5号様式)により障害者雇用企業に通知する。

(変更の届出)

第8条 障害者雇用企業は、次の各号のほか、第4条第2項に基づき申請した内容について変更があったときは、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録変更届出書(第6号様式)(以下「変更届出書」という。)により、調達課長に届出なければならない。ただし、認証企業は、認証要綱第10条に基づき変更届出書を雇用労政課長に提出するものとする。

- (1) 企業名称
- (2) 代表者職・氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 取扱品目・請負業務

(障害福祉サービス事業所等及び在宅就業支援団体の手続き)

第9条 障害福祉サービス事業所等が本要綱の適用を受けるに当たっては、第2条第5号に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとし、申請等の手続きは必要としない。

- 2 在宅就業支援団体が本要綱の適用を受けるに当たっては、第2条第4号に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとし、申請等の手続きは必要としない。

(障害者就労施設等の周知)

第10条 調達課長は、障害者雇用企業の情報について、障害者雇用企業一覧表を県の各機関に周知するとともに、障害福祉サービス事業所等については障害福祉課長と、在宅就業支援団体については雇用労政課長と連携し、周知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、物品等の調達に関し必要な事項は調達課長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の要綱の規定により障害者雇用企業一覧表に登載された障害者雇用企業については、なお従前の例による。この場合において、当該登録の有効期限は、改正後の要綱第5条の規定にかかわらず、平成26年7月31日とする。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。